

# 近江八幡市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

平成27年3月26日

教委告示第10号

(趣旨)

第1条 この要綱は、近江八幡市立図書館条例（平成22年近江八幡市条例第116号）第2条に規定する図書館（以下「図書館」という。）に新たな図書館資料を確保し、図書館サービスの向上を図るため、広く雑誌の提供者（以下「雑誌スポンサー」という。）を募り、提供された雑誌最新号の雑誌カバーに雑誌スポンサーが発信したい情報（以下「広告」という。）を掲出できる制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施にあたり、近江八幡市広告事業実施要綱（平成22年告示第55号。以下「市要綱」という。）及び近江八幡市広告事業掲載基準（以下「掲載基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(雑誌スポンサーの対象)

第2条 雑誌スポンサーになることができる者は、市要綱及び掲載基準の規定によるもののほか、市税を滞納していない者とする。

(提供雑誌、提供先図書館)

第3条 雑誌スポンサーが提供することができる雑誌及び提供先図書館は、教育委員会が別に定める提供雑誌リスト（以下「リスト」という。）に記載した雑誌及び提供先図書館とする。

(期間)

第4条 雑誌スポンサーとなることができる期間は、教育委員会が雑誌スポンサーとなることを決定した日の属する月の翌月の1日から翌年の3月31日までとする。ただし、申し込みをした日が12月から2月までになるときは、当該申込者との協議により雑誌の提供も含め、4月1日からとすることができる。

2 雑誌スポンサーが雑誌提供の継続を希望する場合は、提供期間を更新前の提供期間満了日の翌月の1日から翌年の3月31日までとすることができる。

(雑誌スポンサーの募集)

第5条 雑誌スポンサーの募集は、必要に応じ市の広報及びホームページで行う。

(雑誌スポンサーの申込み)

第6条 雑誌スポンサーになろうとする者は、第3条に規定するリストのうちから提供

しようとする雑誌を選定し、雑誌スポンサー兼広告掲出申込書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。

（雑誌スポンサーの決定）

第7条 教育委員会は、第6条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、雑誌スポンサーとなることの可否を決定し、その結果を雑誌スポンサー兼広告掲出申込結果通知書（別記様式第2号。以下「結果通知書」という。）により申込者に通知するものとする。

（費用負担）

第8条 前条の規定により雑誌スポンサーとなる決定を受けた雑誌の購入費用は、雑誌スポンサーの負担とする。この場合において、当該雑誌の購入費用は、雑誌スポンサーが、当該雑誌の納入業者に、納入業者の指定する期日までに、直接支払うものとする。

（雑誌提供の中止）

第9条 雑誌スポンサーは、雑誌の提供を中止しようとするときは、中止しようとする月の2月前までに雑誌提供中止届（別記様式第3号）を提出するものとする。

（雑誌スポンサーの取消し）

第10条 教育委員会は、雑誌スポンサー及び広告内容が市要綱第11条第1号から第3号までの規定に該当するときは、雑誌スポンサーを取り消すことができる。

2 雑誌スポンサーは、前項により、雑誌の提供を取り消された場合において、広告掲出に投じた有益費、必要費等の費用について、市長にその補償を請求することができない。

3 教育委員会は、第1項の規定により雑誌スポンサーの決定を取り消したときは、雑誌スポンサー取消し通知書（別記様式第4号）により、雑誌スポンサーに通知するものとする。

（広告の掲出）

第11条 雑誌スポンサーは、提供した雑誌最新号のカバーに広告を掲出することができる。ただし、雑誌スポンサーが個人（個人事業主を除く。）の場合は、広告を掲出することができない。

2 前項に規定する掲出の期間は、第4条の規定により定められた期間とする。

3 広告掲出をしようとする者は、申込書に次に掲げる書類を添付して教育委員会に提

出しなければならない。

(1) 掲示しようとする広告の図案及び原稿

(2) 雑誌スポンサーになろうとする者の概要が分かる書類（会社案内、パンフレット等）

（広告の範囲）

第12条 掲出する広告の範囲及び内容は、市要綱及び掲載基準の規定によるものとする。

（広告掲出の承認）

第13条 教育委員会は、広告掲出の可否を決定したときは、結果通知書により申込者に通知するものとする。

2 教育委員会は、広告掲出の可否の決定が困難であると認める場合は、市要綱第13条に規定する近江八幡市広告審査会に諮るものとする。

（広告主の責任）

第14条 広告を掲出した雑誌スポンサー（以下「広告主」という。）は、広告の内容について責任を負い、速やかに苦情等の解決に当らなければならない。この場合において、それに伴い発生した損害等については、広告主において解決するものとする。

（広告内容の変更）

第15条 広告主は、第4条の規定により定められた期間の中で、1回に限り広告内容を変更することができる。

2 広告内容を変更する広告主は、広告内容変更届（別記様式第5号。以下「広告変更届」という。）を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、広告主から広告変更届の提出を受けたときは、第13条の規定により広告掲載の可否を決定し、その結果を広告内容変更結果通知書（別記様式第6号）により広告主に通知するものとする。

（広告掲出の停止）

第16条 教育委員会は、業務に支障がある等、特に必要と認めるときは、広告主と協議の上、広告を掲出しないことができる。

（損害の免責）

第17条 市長は、前条の規定による広告掲出の停止による損害又はその責めに帰さな

い事由により広告掲出ができなかったことによる損害若しくは広告掲出期間中における広告物の汚損、破損、滅失若しくは盗難による損害については、その賠償の責めを負わない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は教育委員会が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、この告示による改正前の近江八幡市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の規定によりなされた手続、その他行為は、なお従前の例による。